

令和4年 第4回
喜茂別町農業委員会総会 議事録

(令和4年6月27日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日（月曜日）午後6時30分 開会
午後7時00分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理者	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	渡 辺 雄 一
	4番	越 後 功
	5番	笠 井 孝 一
	6番	菊 地 光 男
	7番	齊 藤 信 一
	8番	辻 野 始

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4 議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第6 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第3号	農地法第4条の規定に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	大 元 真
事務局 次長	大 迫 尚 樹
係 長	大 平 菜 央
主 事	平 手 大 貴

7. 会議の概要

・午後6時30分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより、令和4年第4回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名であり農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、渡辺雄一委員、齊藤信一委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。</p> <p>(読み上げて説明)</p> <p>以上、報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>4番、越後委員</p>
越後委員	<p>中途半端な形の土地になっていますが、何か理由はあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>畑と畑の間は水路用地であり、川側は河川敷地となっています。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することと決定いたします。</p> <p>日程第4 議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p>

てご説明いたします。

農地等の貸借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。

議案第1号別紙をご参照ください。

(別紙により説明)

以上で、議案第1号の説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。

日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

農地権利の移転の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について議決を求めるものです。

議案第2号別紙をご覧ください。

(別紙により説明)

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。3件ありましたので1件ずつ質疑に入ります。

1番について何かご質問はございませんか。

【なしの声あり】

なければ2番についてご質問はありませんか。

【なしの声あり】

なければ3番についてご質問はありませんか。

【挙手あり】

2番、行天委員。

行天委員

譲渡人と譲受人は親子関係にあると思いますが、売買となった理由はありますか。また、譲受人は農業開始とありますが、新規就農者にあたりますか。

事務局

1点目の土地の取引が売買となっているのは、譲渡人が法人であることから親子の贈与ではなく法人と個人の売買となっております。2点目については、過去にお手伝いをしていた経過はありますが、新たに農業を開始することから新規就農に当たると考えます。

議 長

ほかにありませんか。

【挙手あり】

4番、越後委員。

越後委員	新規就農ということでしたが、どのような経営形態でやる予定でしょうか。また、規制はあるでしょうか。
事務局	新規就農に当たって生産物の規制はありません。申請書では花きで申請されています。
議 長	ほかにありませんか。 7番、齊藤委員。
齊藤委員	1番と2番の件になりますが、売買代金についての単価が2番は相場価格かと思いますが1番は価格が低い印象があります。理由はありますか。
事務局	齊藤委員ご指摘のとおりですが、3条の許可申請は相対なのであまりにも低い単価でなければ問題ないと思います。また、今回取引される農地についてですが、航空写真をご覧いただくとわかると思うのですが、木が生い茂っているところがあり、譲受人が賃貸借する際に撤去して畑にした経過が単価に反映されたのではないかと推測しております。
議 長	ほかにありませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号については議案のとおり承認することといたします。 日程第6 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。 農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について許可権者である喜茂別町より意見を求められましたのでお諮りするものです。 議案第3号別紙をご参照ください。 (別紙により説明) 以上で議案第3号の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第3号については議案のとおり承認することといたします。

これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和4年第4回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後7時00分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和4年第4回喜茂別町農業委員会総会

令和 4年 6月27日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 渡 辺 雄 一 (印)

会議録署名委員 齊 藤 信 一 (印)